

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

平成二十九年八月二十七日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第五区 さいたま市大宮区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年八月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

選挙長

埼玉県さいたま市大宮区三橋四丁目八百二十六番地五 石 塚 眞

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目二百九十七番地 大 野 正 美